

令和 2 年 4 月

牛飼養農家の皆様へ

死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月までに、貴農場から交付された死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を返却します。

平成 31 年 4 年から令和 2 年 3 月までの 1 年間に交付したマニフェストの交付状況について、「産業廃棄物管理票交付状況等報告書」（記載例は裏面）を作成し、令和 2 年 6 月 30 日（月）（※毎年 6 月 30 日締切、土日の場合は翌月曜日）までに管轄の環境事務所等（下記のとおり）に提出してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

この 4～3 月分を次の 6 月末までに取りまとめて提出する

提出期間

なお、返却したマニフェストは5 年間、貴農場で保管してください。

記

～死亡牛の処分・「マニフェストの流れ」概要～

- 1 平成 22 年 4 月以降の最初の死亡牛運搬時に、運搬業者と「産業廃棄物収集・運搬委託基本契約」を締結します。（契約書の用紙は、運搬業者が持参します。）
- 2 月齢によって、次の書類を運搬業者へ渡します。

（1）B S E 検査対象牛

① 9 6 か月齢以上の死亡牛

② 生前に歩行困難・起立不能等を呈した 4 8 か月齢以上の死亡牛

③ B S E を疑う症状のあった全月齢の死亡牛

畜産協会が配布する「死亡牛整理票」に、マニフェストの必要事項を記載
→家畜保健衛生所を通じて農家にマニフェストを返送

（2）B S E 検査非対象牛

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」に必要事項を記載

（畜産用マニフェストは畜産協会（TEL027-220-2371）から購入 750 円／冊）

→家畜保健衛生所を通じて農家にマニフェストを返送

※「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出先

○農場所在地が前橋市の方 → 前橋市廃棄物対策課 審査係

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

TEL：027-898-5953 FAX：027-223-8524

○農場所在地が前橋市以外の方 → 中部環境事務所廃棄物係

〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2142-1

TEL：027-219-2020 FAX：027-231-1166

・報告先を○で囲う。
前橋市のみ市長。

号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（記入例・牛）

（令和元年度分）

令和 2 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様
前橋市長 様

報告者

住所 群馬県伊勢崎市〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇〇

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 0270-00-0000

所属及び担当者名 〇〇〇〇

・処分方法は牛の場合、
201、207とする。

・通常、家畜の死体の場合は「101」となる。
・BSE検査対象の死亡牛の場合は区間委託（積替え保管）があるので、「102」とする。

・令和元年度に書いたマニフェストの枚数を記入。

・自己搬入のときは、「運搬受託者の許可番号」、「運搬受託者の氏名又は名称」欄は記入しない。

※「運搬受託者の許可番号」、「運搬受託者の氏名又は名称」は下記参照。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の3第7項の規定

事業場の名称			〇〇〇〇〇〇					業 種	A O 1 農業		
事業場の所在地			群馬県伊勢崎市〇〇町〇〇〇					事業場の電話番号	0270-00-0000		
番号	区分	産 業 廃 棄 物 の 種 類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運 搬 受 託 者 の 許 可 番 号	運 搬 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運搬先の住所	処 分 受 託 者 の 許 可 番 号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	処分方法
1	102	1700家畜の死体	5.5	12	00000-000000	(株)〇〇運輸	群馬県前橋市富士見町小暮2425-3	空欄	空欄	空欄	空欄
2	102	空欄	空欄	空欄	01000-104705	株式会社群馬山一	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業	空欄	201 207
3	101	1700家畜の死体	0.7	3	00000-000000	(株)〇〇商事	群馬県荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業	空欄	201 207

・事業所ごとに作成。

・産業廃棄物の種類ごと、運搬受託者ごと、運搬先ごとに記入。

・死亡牛1頭毎に記入するのではなく、1年分の死亡牛頭数をまとめて1回で記入。

・BSE検査対象と検査対象外の死亡牛は書き方が異なるので、それぞれ分けて記入。

・マニフェストの枚数分の家畜の重さ（概ね）をトン(t)に換算して記入。

※換算は下記の表を参照。

・BSE検査対象の死亡牛の場合は、家畜衛生研究所を経由するので、2段に分けて記入。

〇主たる運搬事業者許可番号

許可番号	運搬事業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	ゲンチク商事
01000129828	八木雅樹	群畜総業
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	

〇牛、豚の体重早見表(単位:kg)

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和元年度分）

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様
前橋市長 様

報告者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

所属及び担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成30年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種	A01 農業		
事業場の所在地								事業場の電話番号			
番号	区分	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	処分方法
1	102	1700家畜の死体					群馬県前橋市富士見町小暮2425-3				
2	102				01000-104705	株式会社群馬山一	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業		201 207
3											
4											
5											
6											

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和元年度分）（続紙）

番号	区分	産 業 廃 棄 物 の 種 類	排出量(t)	管理票の交 付 枚 数	運 搬 受 託 者 の 許 可 番 号	運 搬 受 託 者 の 氏 名 又 は 名 称	運搬先の住所	処 分 受 託 者 の 許 可 番 号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	処分 方法
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											